



平成28年3月31日

各 位

株式会社システム・テクノロジー・アイ  
代表取締役社長 船岡 弘忠  
(証券コード：2345) 東証第二部  
東京都品川区上大崎二丁目25番2号  
(お問い合わせ先) 執行役員管理本部長 内山 富士子  
電話 03-6683-3015

## 流通株式時価総額に係る監理銘柄（確認中）の指定に関するお知らせ

当社株式は、流通株式時価総額基準に関し、平成28年4月1日から監理銘柄（確認中）に指定されることが株式会社東京証券取引所（以下、東京証券取引所という。）より本日公表されましたので下記のとおりお知らせいたします。

### 記

平成27年7月10日付「流通株式時価総額」に係る猶予期間入りに関するお知らせにて開示いたしましたとおり、平成27年3月31日時点の当社株式の流通株式時価総額が有価証券上場規程第601条第1項第2号b本文に定める所要額（5億円）未滿となったことから、当社株式は東京証券取引所の上場廃止に係る猶予期間入り（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）銘柄となっております。

この度、猶予期間の最終日（平成28年3月31日）までに流通株式時価総額が所要額（5億円）以上となったことが確認できない状況となり、東京証券取引所の上場廃止基準に該当するおそれがあると認められたことから、監理銘柄（確認中）に指定されました。

今後、当社は平成28年3月末日時点の株主名簿が確定した後に、東京証券取引所に対し「株券等の分布状況表」（以下、分布状況表という。）を提出し、当該分布状況表によって当社の流通株式時価総額が東京証券取引所の有価証券上場規程に定める所要額（5億円）以上であることが確認された場合は、監理銘柄（確認中）の指定から解除されます。

一方、所要額（5億円）以上であることが確認できなかった場合には、監理銘柄（確認中）の指定から解除はされず、有価証券報告書の提出日までに公募、売出し、又は数量制限付分売を行わない場合には、有価証券報告書提出後、整理銘柄に指定されることになり、その後上場廃止となります。

猶予期間の最終日（平成28年3月31日）のあと3か月以内に行った公募、売出し、又は数量制限付分売にかかる株式数については、有価証券報告書の提出日までに所要の手続きを行うことで平成28年3月31日時点の流通株式とみなされることから、当該分布状況表によって平成28年3月31日時点の流通株式時価総額が所要額（5億円）以上であることが確認できなかった場合でも、公募、売出し、又は数量制限付分売を行うことで、その後監理銘柄（確認中）の指定から解除される可能性はあります。

当社と平成27年12月15日から親会社となった株式会社ブイキューブ（以下「ブイキューブ」といいます。）は、当社株式の株価回復のためには、まずは当社の業績の回復が重要であると考えており、当社とブイキューブ及びそ

のグループ会社との連携により早期業績回復を目指しておりますが、当社は、平成28年1月19日に当期の通期業績予想の下方修正をしており、平成28年3月末までの期間では、業績回復を実現することは難しい状況であります。

当社とブイキューブは、当面、当社株式の株価回復、上場廃止の猶予期間からの解除のためには、今後の事業展開を投資家の皆様にご理解いただくことが重要であると考え、これまで以上に積極的なIR活動を実施してまいりました。

具体的には、当社は、他社との共同販売並びに提携、ブイキューブグループとの製品の融合等、新たな事業の取り組みについての告知を積極的に行い、個人投資家向けインターネット会社説明会を実施し、投資家の皆様の質問を公開チャット形式で行うなどの活動をいたしました。

また、東京証券取引所の定める公募、売出し、又は数量制限付分売の実施による東京証券取引所の上場廃止基準上の流通株式数の改善については、当社とブイキューブで誠実に協議し検討してまいりましたが、当社株式の出来高推移を踏まえると上場廃止基準への抵触を回避するために必要な株式数の、公募、売出し、又は数量制限付分売が困難な状況でした。

一方で、ブイキューブは、東京証券取引所の上場廃止基準上の流通株式数を増加させるために、インサイダー取引規制の適用除外等を勘案し、ブイキューブが保有する当社株式を市場外で第三者に譲渡するのが適当であると判断し、譲受人を探しておりブイキューブの代表取締役社長である間下直晃氏にブイキューブが保有する当社株式を譲渡することを平成28年3月24日に決議いたしました。

その結果、当社株式の東京証券取引所の上場廃止基準上の流通株式数は、80,000株増加いたしました。

当社は、平成28年3月末時点の株主名簿が確定次第、速やかに分布状況表を東京証券取引所に提出いたします。

平成28年3月末時点の流通株式時価総額が5億円を下回った場合は、有価証券報告書提出日までに上場維持のための対策を行ってまいります。

以上